

公益社団法人敦賀市シルバー人材センター

事務費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人敦賀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者から受領する事務費に関し、必要な事項を定める。

(事務費の受領)

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費等として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了したつどセンターが請求し、受領する。

(事務費の額)

第3条 事務費は、センター事業の実施に要する適正な費用を償う額及び法人運営に要する適正な費用を償う額を超えない額とする。

2 事務費の額は、受注額（配分金に相当する見積り額）の概ね5パーセントから15パーセントとし、理事会において定める。

(事務費の使途)

第4条 事務費は、センターの事業及び法人運営を遂行するための経費に充てる。

(委任)

第5条 この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。